

2025年3月31日  
第一生命保険株式会社

# 議決権行使基準の改正

一生涯のパートナー

**第一生命**



Dai-ichi Life Group

# 議決権行使基準の主な改正項目

国内上場株式に関する議決権行使基準について、一部改正を行います。2025年3月公表の主な改正項目は以下の通りです。

## 【コーポレートガバナンス】

### ＜独立性の低い社外取締役・監査役の選任＞

長期在任の基準について、対象市場を東証プライム市場から全市場に拡大（2027年4月適用開始）

- ▶ 独立社外取締役・同監査役が長期間に亘り同じ会社の社外取締役・監査役を務めていることは、独立社外取締役・同監査役としての独立性を阻害する要因ともなり得る。
- ▶ 上記要因は東証プライム市場に限らず全市場共通で言えることであるため、「長期在任（通算12年以上）」の基準適用を全市場に拡大する。

### ＜政策保有株式の縮減に向けた取組＞

政策保有株式の縮減に向けた取組の強化を要請（2025年4月より）

- ▶ 現状で政策保有株式の保有が純資産対比過大な水準（20%超）である企業に対し、「明確な縮減方針や計画の開示」を求める旨、「議決権行使において重視するポイント」に明記する。

## 【株主還元】

### ＜低還元企業における取締役の再任＞

低還元が継続している場合、剰余金処分議案の株主総会への上程有無にかかわらず、再任取締役全員に反対（2026年4月適用開始）

- ▶ 十分な株主還元を行わない場合、その責任は方針を決定している取締役会にある。
- ▶ 低還元が継続している場合、剰余金処分議案に対しては原則賛成の上、再任取締役全員に対して反対する。

## 【その他】（2025年4月より）

- 監査等委員である取締役の取り扱い：取締役にかかる議決権行使基準を適用する。
- 低還元企業における取締役の再任：低還元の判定要件を変更し、「直近2期連続で株主資本比率および自己資本比率50%以上」とする。

⇒詳細はこちらにてご確認ください。[改正後の議決権行使基準の全文](#)（リンク）

# 議決権行使基準（主なポイント）①

議案		対象市場	現行		2025年4月～		2026年4月～		
			原則基準	対象者	原則基準	対象者	原則基準	対象者	
取締役・ 監査役 選任	業績不振		全市場	3期連続赤字または 5期連続ROE5%未満 (該当期間中継続して 取締役として在任の場合)	取締役	※2	—	—	—
	取締役 会構成	独立社外 取締役 人数	東証 プライム	独立社外取締役が 1/3未満または2名未満	代表取締役	—	再任取締役	—	—
			東証 スタンダード ※1	独立社外取締役が 2名未満	代表取締役	—	再任取締役	—	—
			東証 グロース ※1	独立社外取締役が不在	代表取締役	—	再任取締役	—	—
		(支配株主を 有する 上場企業) 独立社外 取締役 人数	東証 プライム	独立社外取締役が 1/3未満または2名未満	代表取締役	—	再任取締役	独立社外 取締役が 過半数未満	—
			東証 プライム 以外	独立社外取締役が 1/3未満または2名未満	代表取締役	—	再任取締役	—	—

※1：東証スタンダード：東証以外の取引所市場を含む（新興市場を除く）。 / 東証グロース：東証以外の取引所の新興市場を含む。

※2：2025年4月より「特定業種」該当企業に求める要件の一部を改正。業績について「資本効率を示す指標(ROE等)が一定値以上の場合」とする。

## 議決権行使基準（主なポイント）②

議案	対象市場	現行		2025年4月～		2026年4月～		2027年4月～		
		原則基準	対象者	原則基準	対象者	原則基準	対象者	原則基準	対象者	
取締役・ 監査役 選任	独立性	東証 プライム	(いずれかに該当) ・保有比率10%以上の 大株主出身 ・長期在任 (通算12年以上)	独立社外 取締役・ 監査役	—	—	—	—	(いずれかに該当) ・保有比率10% 以上の大株主出身 ・ <b>長期在任</b> <b>(通算12年以上)</b>	—
		東証 プライム 以外	保有比率10%以上 の大株主出身	独立社外 取締役・ 監査役	—	—	—	—	—	—
	活動状況	全市場	取締役会・監査役会への 出席率が75%未満	社外取締役・ 監査役	—	—	—	—	—	—
	サステナビリティ (環境・社会・ ガバナンスの 要素を含む)	全市場	投資先毎の課題・重点 テーマとしたサステナビリティ 課題等について継続的な 対話で改善がみられない	代表取締役	—	再任 取締役	—	—	—	—
	多様性	東証 プライム	—	—	—	—	女性 取締役 不在	再任 取締役	—	—

※：赤字部分が今回の改正項目

## 議決権行使基準（主なポイント）③

議案		対象市場	現行		2025年4月～		2026年4月～	
			原則基準	対象者	原則基準	対象者	原則基準	対象者
取締役・ 監査役 選任	不祥事	全市場	不祥事に責任があると判断する場合	責任ある取締役・ 監査役	—	—	—	—
	低還元	全市場	(いずれかに該当) ・総還元性向20%未満 ・総還元性向が30%未満で、ネット キャッシュが純資産対比50%以上	代表取締役 (剰余金処分 議案なしの場合)	総還元性向 30%未満 ※2	—	<b>再任取締役 (剰余金処分議案の 有無を問わない)</b>	
剰余金処分		全市場				<b>(原則賛成)</b> ※3		
役員報酬・退職慰労金、 株式報酬、 ストックオプション 発行・付与	全市場	全市場	監査役等に対する株式報酬 ・ストックオプションの付与		—		—	
	全市場	全市場	10%超の希薄化が生じる恐れがある 株式報酬・ストックオプション付与		—		—	
	全市場	全市場	業績不振企業における役員報酬額の 増枠・役員賞与の支給		—		—	
	東証 プライム	東証 プライム	監査役等に対する退職慰労金贈呈		—		—	
買収への対応方針 ・対抗措置の導入・更新		全市場	(いずれかに該当) ・3期連続ROE8%未満 ・独立社外取締役が過半数に満たない		—		—	

※1：赤字部分が今回の改正項目

※2：2025年4月より低還元の判定要件を一部変更。「直近2期連続で株主資本比率および自己資本比率50%以上」とする。

※3：取締役選任議案の株主還元基準に抵触しかつ無配である旨の議案や過剰な配当等、合理性が認められないと判断した場合には反対することもあり得る。